

●香川県告示第499号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年11月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定に係る保安林の所在場所

丸亀市本島町泊字乙松ヶ浦725の1、847の1、848から853まで、858から860まで、863、864、880から901まで、902の1、903の1、904（次の図に示す部分に限る。）、905の1、906の1、907から912まで、本島町大浦字宮小路19の1、22の1、23の1、24から33まで、34の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び丸亀市産業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）